

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、個人住民税に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	雲仙市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1.住民税課税支線システム 2.住民税システム 3.収納消込/滞納管理システム 4.団体内統合宛名システム 5.審査システム(eLTAX) 6.国税連携システム(eLTAX) 7.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 税務課、収納推進課
②所属長の役職名	税務課長 収納推進課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-47-7726
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	雲仙市役所 財務部 税務課 国保市民税班 雲仙市役所 財務部 収納推進課 収納推進班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-47-7795(税務課)、0957-47-7804(収納推進課)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っており、特定個人情報を取り扱う際には、ダブルチェックを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	雲仙市情報セキュリティポリシー及び雲仙市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、人的セキュリティ対策等を講じている。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月17日	I-4-② 法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条第2号口、第2条第1号第8号口第10号口第11号口第12号第13号第14号第15号第16号第17号口、第3条第8号第9号口第11号口第12号口第13号第14号第15号第16号第17号口、第4条第2号口、第6条第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号第11号第12号第13号、第7条第1号第2号第3号第4号イ、第8条第1号第2号イ、第10条第1号第3号第5号イ、第12条第3号イ第4号イ、第6条第1号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号第2号第3号第4号第5号第6号第7号第8号イ、第22条第3号第1号第2号第5号イ第6号イ第7号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第22条の4の3条第2号二、第22条の4の2条第2号二第3号、第24条第2号、第24条の2第2号第3号第4号第5号第6号第7号イ第8号イ第9号第10号第11号第12号第13号第14号第15号、第24条の3条第1号、第25条第1号第2号第3号第4号第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号イ、第26条第3号第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第28条第1号二第2号二第3号二第4号二第5号二第6号二第7号二第8号二第9号二第10号二、第31条第1号第3号第5号、第31条の2第3号第4号第5号第6号第7号第8号第9号第10号第11号第12号第13号第14号第15号第16号、第31条の3第1号、第34条第1号第2号第3号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ第3号イ、第37条第1号第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第39条第3号、第40条第1号イ第3号イ、第43条第1号イ第2号第3号第5号口第6号口第7号口第8号口第9号口第10号口、第43条の3第1号、第43条の4第1号イ第2号イ、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第45条第1号イ第2号イ第3号イ、第46条第1号イ第2号イ第3号イ、第47条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第48条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第49条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第50条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第51条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第52条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第54条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第55条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第56条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第57条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号口、第59条の3第1号第2号イ	第1条第2号口、第2条第7号口第8号口第10号口第11号口第12号第13号第14号第15号第16号第17号口、第3条第8号第9号口第11号口第12号口第13号第14号第15号第16号第17号口、第4条第2号口、第6条第4号第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ第9号第10号第11号第12号第13号、第7条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第6条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第10条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第11条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第12条第3号イ第4号イ、第13条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第14条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第15条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第16条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第17条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第18条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第20条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第21条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第22条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第23条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第24条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第25条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第26条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第27条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第28条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第29条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第30条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第31条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第32条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第33条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第34条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第35条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第36条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第37条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第38条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第39条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第40条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第41条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第42条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第43条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第44条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第45条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第46条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第47条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第48条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第49条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第50条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第52条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第53条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第54条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第55条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第56条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第57条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号口、第59条の3第1号第2号イ	事後	
令和8年1月15日	I-1-②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、雲仙市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	雲仙市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和8年1月15日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項、別表の24の項 番号法第9条第3項、別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和8年1月15日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) 第3項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(省略) (別表第二省令における情報提供の根拠) 省略 (別表第二における情報照会の根拠) 第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する罰則(罰則事件)の調査を含む。」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三項(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四項(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、29、37、38、42、46、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) 第一項(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二項(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税に課税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)	事後	
令和8年1月15日	I-5-①部署	市民生活部 税務課、収納推進課	財務部 税務課、収納推進課	事後	
令和8年1月15日	I-8連絡先	雲仙市役所 市民生活部 税務課 国保市民税班 収納推進課 収納推進班	雲仙市役所 財務部 税務課 国保市民税班 雲仙市役所 財務部 収納推進課 収納推進班	事後	
令和8年1月15日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	